

【文科省】

日時：7月18日(水)15:00～15:30

場所：文科省東館5F1会議室

対応：大臣官房政策課補佐、文教施設企画課専門官、初等中等教育局初等中等教育企画課専門職、特別支援教育課庶務係長、児童生徒課就学支援係長、同生徒指導室生徒指導第二係長、財務課高校修学支援室専門官、同課長補佐、同定数企画係長、参事官付専門職、科学技術・学術政策局原子力災害体躯センター係長、スポーツ・青少年局学校健康教育課課長補佐、同学校給食係長、同保健指導係長

1. 公教育の無償化について

(1) 義務教育の実質無償化を実現するため、保護者負担金の実態を把握し、その縮減に必要な財源措置や制度改革を行うこと。また、就学援助制度の拡充と条件整備を一層推進すること。

文科省 国としては教育基本法や学校教育法に基づき、授業料を無償とする他、経済的理由により就学が困難な児童生徒や保護者に対して援助を実施するなど、義務教育段階において保護者の負担を軽減するため必要な施策を講じており、今後とも必要な対応をおこなって参りたい。

要保護の対応としては震災の影響で直接被災はしてはいなくとも、企業の倒産や円高、風評被害などの経済的理由で就学困難な児童生徒が増えたことを踏まえて、23年度比で1億2000万円増の約8億2300万円の国庫補助を措置したところであり、自治体からの事業計画を受けて今年度秋には1回目の支払いをする予定である。

準要保護の地方財政措置については、地方交付税であり地方公共団体において事業が適切に行なわれているものと考えているが、就学援助の対象者も近年増加していることから、引き続き総務省に対して必要な要望を行ってまいりたい。ちなみに、平成24年度の地方交付税は約480億円となっている。

(2) 高校授業料の実質無償化の継続を図るとともに、高校在学中はすべて無償とし、交付税の対象とすること。

また、学校徴収金にかかる保護者への経済的負担を軽減するため、公費予算の増額及び給付型奨学金の拡充を行うこと。

さらに学校徴収金の会計処理に混乱が生じないように、関係省庁とも協議のうえ、適正な会計処理についての判断を示すこと。

文科省 高校の授業料無償化については、家庭の経済状況に拠らずすべての高校生が安心して就学できる社会をつくるためとして、平成22年3月31日に成立し、同年4月1日より施行されたものであり、その制度の意義は大変大きいものと考えている。文部科学省としても引き続き制度の維持に努めてまいりたい。

高校生に対する給付型奨学金については、大学生に対する奨学金とともに、新たな給付型の奨学金制度の創設として二カ年に渡って設置要望してきており、平成24年度にも概算要求を行ったが、厳しい財政状況などもあり見送られたところである。

一方、都道府県が実施している高校生に対する貸与型の奨学金事業については、都道府県に拠出している高校生就学支援基金を平成23年度の第3次補正予算で3年間延長することを決定するとともに、所得連動返済型返還猶予制度の創設を基金の取り崩し条件とする、高校生修学支援基金実施要領の一部改訂を行ったところである。

引き続き、給付型奨学金制度の創設を目指しながら、当面はこうした制度により、低所得世帯等の生徒の就学支援に努めてまいりたい。

自治労 高校授業料無償化について、修業年限を超える部分を対象外とするのはなぜか。学校を卒業したことがあるか無いかも本人の申し出によるしかなく、確認の方法がない。家庭環境や経済的なことを含めて、結果として留年してしまうなど、さまざまな状況がある中で、高校卒業の資格を得たいという生徒に対して、必要な支援をしてやりたいというのが現場の我々の思いである。

さらに、調査結果では授業料が無償になった後、学校徴収金の額が増えているという残念な実態もある。こうしたことから、奨学金についてもぜひ給付型としていただきたい。

(3) 学校における経理事故の防止と適正化をはかるため、地方自治法等の関係諸法令を遵守した会計処理がなされるよう、必要な措置を行うこと。

特に実施自治体の増加している学校給食費の公会計化については、関係省府とも協議のうえ過去の行政実例を見直し、早急な改善をはかること。

文科省 総務省との見解の相違があることは承知している。現在の状況を踏まえつつ、今後総務省と協議して対応して参りたい。

自治労 公会計化に関してはこれまでは企画課の所管だったと思うが、参事官付に担当が変わったのか。

文科省 これまでは企画課の公務改善専門官が担当だったが、今は公務改善専門官を参事官の方で併任をかける形となったため、参事官が担当していくこととなった。

自治労 そうすると初中局全体の問題として対応していくこととなったという理解でよいのか。

文科省 学校運営の観点から検討していくということである。

自治労 5月の初旬にPTA会計をめぐる報道が多々出たが、その際に行った調査結果の状況と、PTA会計により学校運営に係るさまざまな経費が支出されている実態及び、事務職員がその会計処理にあたっていることについての職務専念義務の観点から見解をいただきたい。

5

文科省 PTA会計関係については企画課が引き続き担当しているのでこちらから回答したい。まず、調査結果は集計中である。

また、事務職員の会計業務従事については、基本的に事務職員の本来の職務に関わるもの以外の業務について勤務時間中に行うことは、地公法第35条違反となるので注意をいただきたい。

10

自治労 PTA会計以外の公金ではない会計に関わることについても同様と判断してよろしいか。

15

文科省 文科省の学校徴収金に対する解釈はこれまでも説明してきたとおり、学校教育活動に付随する公務という整理をしている。このためこれが直ちに職務専念義務違反とは考えていない。

20

自治労 公会計にするか否かも含めて、そこは総務省と見解が分かれているところだが、それを含めて今後総務省と調整していくということによいか。

文科省 学校現場の状況を見据えつつ、これから総務省と調整していきたい。

25

自治労 現在、全国各地で包括外部監査等から、公会計化すべきとの指摘を受けている状況だが、いつまでに整理するつもりか。これまで随分時間が経過している。

文科省 現時点でいつまでにということは回答できる状況にない。

30

自治労 PTA会計や徴収金からの支出の適否に関してはどこが所管なのか。

文科省 調査の集約と精査は企画課が行うが、文科省としての見解や対応の取りまとめは財務課の教育財政室を中心に考えていくことになるだろう。

35

自治労 調査結果が発表できるようになったら連絡をいただきたい。

自治労 総務省は自治体が主体となって実施する学校給食については公会計処理すべきとしているが、地方自治法の解釈としては総務省判断によるしかないと思うがいかがか。

文科省 地方自治法を所管するのは総務省であるからその判断は尊重する。

3 学校事務職員の定数について

5 (1) 都道府県立学校事務職員の定数算定にあたっては、防災拠点など学校が果たす役割を考慮し、安定した校務運営を保障するため、事務長を含めて最低 3 名以上とすること。

(2) 義務制学校事務職員の定数算定にあたっては、子どもに及ぼす経済格差を解消するために、就学困難な児童生徒に係る加配を重点的に改善すること。

10 特に自治体における準要保護児童生徒の認定時期を考慮した加配措置が行われるよう配慮すること。

また、大規模校への複数配置基準を改善すること。

(3) 定数内欠員及び臨時非常勤職員による配置の実態を調査し、本採用職員による配置に向けた改善をはかること。

15 文科省 県立高等学校教職員の定数についてはこれまでも改善を図ってきたところであり、事務職員定数についても複数配置基準の引き下げ等を行ってきた結果、現在は、義務教育段階の小中学校を上回る配置率となっている。

20 義務教育の定数算定については、高等学校同様これまでも改善を図ってきたところであり、その結果、現在の複数配置基準となっているところであり、さらに学校事務の共同実施等を支援するための加配措置の拡充を行っているところである。

また、就学援助の事務負担増加に係る定数算定にあたっては、市町村での認定事務の時期等を考慮して、毎年 6 月に行っている定数報告以降にも 5 月 1 日現在の要保護と準要保護児童生徒の数に応じた加算措置を行っている。

25 事務職員を含めた県費負担教職員の任用形態や配置をどのようにするかは任命権者である各都道府県教育委員会において地域や学校の実態や実情に応じて適切に判断するべきものと考えている。

30 自治労 就学援助算定の定数について、大阪では前年度の実績により 4 月 1 日から配置している。実際、4 月 5 月が就学援助事務の繁忙期でもあるので、そういう事例を積極的に紹介し、可能であることを説明して欲しい。

35 文科省 今年春の担当者会議で事後の算定、つまり自治体の判断による年度当初の配置を追認するということを説明している。

5 東日本大震災からの復旧・復興について

(2) 通学困難となった児童生徒の通学手段の確保について、今後も十分な財政支援措置を講ずること。また、復興に当たっては地域住民、児童生徒、教職員の意向を尊重した計画を策定し、特別な財政措置を講ずること。

放射能汚染対策については、子どもたちの安全確保と通常の教育活動を保障するために、速やかに、かつ、正確な情報を地方自治体に伝達し、その対応に必要な予算を措置すること。

文科省 文科省では震災直後から放射線のモニタリングを実施しており、その結果はHPや報道で速やかに公表している。その際に、単に数値を示すだけでは判りにくいとの指摘もあったため、日常生活で受ける放射線や医療関係で受ける放射線と比較してどのくらいないかが判るように工夫している。また、日本語のみならず、英語や中国語、韓国語にも翻訳してHPに掲載している。また今年の4月から多くの学校にリアルタイム線量システムを配置し、その場でも数値を表示してみることができるようにもしている。

7 就学奨励費にかかる事務処理の簡素化について

就学奨励費にかかる事務処理について、領収書等による実費支給の手続きが煩雑化を招いているため、保護者手続きの負担軽減や会計処理の適正化の観点から、事務処理の見直しを行うこと。

文科省 就学奨励費については、交付要項で補助対象経費の何分の一というように決まっており、保護者の実費負担額により算定することとなっているため、領収書等がその確認資料とならざるを得ない。会計処理の適正化を図るためにもご協力をいただいているところである。

自治労 領収書はコピーで良いということであるが、それでは証拠書類たり得ないところがある。これは過去に国の補助金行政で地方自治体に過剰な事務を課していたことを全体的に見直した際に、そこから漏れてしまったこと事例ではないのか。ぜひ、改善していただきたい。